

後期高齢者の方の転居・転入・転出

後期高齢者被保険者の方が住所を移されるときには届出が必要です。

1．町内で転居する場合

戸籍住民係に届出をした翌日以降に新しい住所の保険証が出ます。取りに来ていただくか郵送か選べますので、窓口にご相談ください。

2．道内の市町村から転入する場合

道内の他の市町村から転入する方は、天塩町の戸籍住民係に届出をした翌日以降に天塩町の住所の保険証が出ます。取りに来ていただくか郵送か選べますので、窓口にご相談ください。前住所の保険証をお持ちの方は天塩町でも返すことができます。

転入した月から天塩町で保険料がかかりますので、口座振替を希望される方は、口座がわかるものと銀行印をお持ちください。

3．道外から転入する場合

道外から転入する方は天塩町の戸籍住民係に届出をした翌日以降に天塩町の住所の保険証が出ます。取りに来ていただくか郵送か選べますので、窓口にご相談ください。前住所の保険証をお持ちの方は前住地にお返しください。

前住地の後期高齢者医療広域連合が発行した「負担区分等証明書」が必要になりますので、必ずお持ちください。

転入した月から天塩町で保険料がかかりますので、口座振替を希望される方は、口座がわかるものと銀行印をお持ちください。

4．道内の市町村に転出する場合

保険料が還付される場合がありますので、振込希望口座がわかるものをお持ちください。

今までの保険証は天塩町か転出先の市町村にお返しください。

5．道外へ転出する場合

保険料が還付される場合がありますので、振込希望口座がわかるものをお持ちください。

今までの保険証は天塩町にお返しください。

「負担区分等証明書」を発行しますので、転出先の市町村に提出してください。

こんなとき	必要なもの
町内で転居	・ 保険証
道内の市町村から転入	・ 口座と銀行印（保険料の口座振替希望者のみ）
道外から転入	・ 負担区分等証明書 ・ 口座と銀行印（保険料の口座振替希望者のみ）
道内の市町村へ転出	・ 保険証 ・ 保険料を還付する口座
道外へ転出	・ 保険証 ・ 保険料を還付する口座 負担区分等証明書をお渡しします

限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方はあわせてご相談ください。

